

託送供給等に係る収入の見通しの 変更承認申請について

第48回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2023年10月17日



本会合において御議論いただきたい事項

- 各一般送配電事業者は、レベニューキャップ制度の第一規制期間（2023～2027年度）に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定し、その遂行に必要な費用を見積もった収入の見通しを算定し、電力・ガス取引監視等委員会及び料金制度専門会合での厳格な検証を経た上で、2022年12月に経済産業大臣により承認され、2023年4月より開始しているところ。
- 一方、託送料金制度において、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、小売電気事業者を通じた需要側託送料金による需要家負担だけでなく系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして2024年度より「発電側課金」が導入される予定。これを踏まえて、各一般送配電事業者の託送料金単価の改定が行われることとなる。
- また、レベニューキャップ制度においては、「エネルギー政策の変更及びエネルギー情勢の著しい変化」等に起因して収入の見通しに乖離が発生する場合や「一般送配電事業等を能率的かつ適正に運営するため特に必要があると認められる」場合には、規制期間における収入上限の調整（以下「期中調整」という。）が認められている。

本会合において御議論いただきたい事項

- 前頁の前提を踏まえて、各一般送配電事業者から第一規制期間の収入の見通しの変更承認申請（期中調整申請）が9月29日付けで経済産業大臣宛てになされたことを受けて、経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会あてに意見聴取があり、10月10日の第471回電力・ガス取引監視等委員会において、料金制度専門会合で検証することが妥当であると整理されたところ。

※ なお、発電側課金導入に伴う発電側課金単価の設定および需要側託送料金単価の改定については、託送供給等約款に反映されるものであり（現在、発電側課金の導入に係る省令改正案等に関してはパブリックコメント中）、今回の収入の見通しの変更承認申請には含まれていない。

- 本日の会合では、申請概要について事務局及び各一般送配電事業者から御報告し、御意見をいただきたい。

各社の期中調整の申請額（変更額のみ）内訳

- 各一般送配電事業者の収入の見通しの期中調整に係る申請額（前回承認額との差額のみ）の内訳は以下のとおり。

単位：億円	査定区分	北海道 NW	東北 NW	東京 PG	中部 PG	北陸 送配電	関西 送配電	中国 NW	四国 送配電	九州 送配電	沖縄 電力	合計
追加kW・kWh公募費用	制御不能 費用	29	129	462	156	34	169	71	32	100	-	1,183
インバランス収支過不足 (追加kW・kWh公募を除く)		99	▲9	▲148	3	9	131	▲20	▲9	80	9	144
最終保障供給対応		▲26	▲32	▲404	▲109	▲8	13	▲73	▲1	▲13	-	▲654
容量拠出金 (稀頻度リスク相当 2025~27年度)		12	25	100	46	10	51	19	9	37	-	308
容量拠出金 (オークション結果反映)		▲2	▲34	▲134	▲61	▲13	▲68	▲26	▲12	▲7	-	▲356
ブラックスタート公募費用 (オークション結果反映)		0	0	22	9	0	47	14	18	▲5	-	106
電源 I・I' 公募費用 (公募結果反映)	事後検証 費用	10	▲29	▲31	▲32	12	15	8	3	17	1	▲25
申請額合計		122	50	▲133	13	44	358	▲7	40	209	10	707

(出典) 各社申請様式より事務局作成、億円未満を四捨五入

※ 代行回収費用等の発電側課金の導入に伴って発生する費用や予備電源確保費用については、今回の申請時点においては見積りが困難として、各一般送配電事業者の今回の期中調整の申請に含まれていない。今後の事後調整において申請がされた場合には、当該費用について別途検証を行うこととする。

【参考】託送料金単価の改定について

- 2023年4月より導入された新たな託送料金制度（以下「レベニューキャップ制度」という。）においては、5年間の規制期間を設けており、当該期間において、一般送配電事業者は、策定した事業計画に基づき、必要な投資の確保とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることとしている。
- そうした中、託送料金制度において、システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実に行うため、小売電気事業者を通じた需要側託送料金による需要家負担だけでなくシステム利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして「発電側課金」の導入に関する検討が行われてきた。
- 本検討を経て、本年2月に資源エネルギー庁が公表した「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」において、「関係審議会において検討を進め、2024年度に導入することとする」と整理されている。
- このため、2024年度からの発電側課金の導入に向けて、今後、必要な省令改正を行う予定。これを踏まえて、各一般送配電事業者の託送料金単価の改定*が行われることとなる。

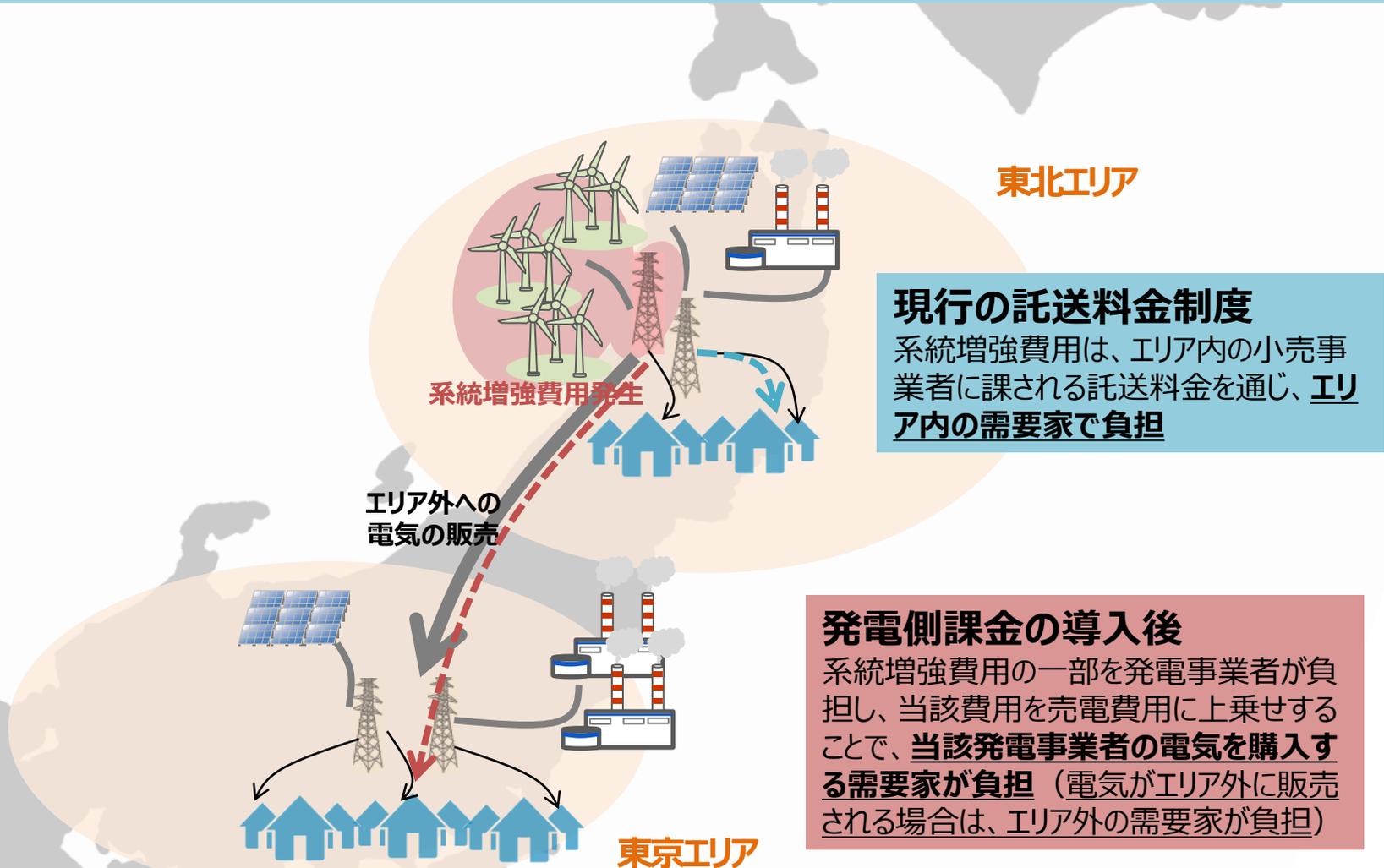
※加えて、発電側課金の導入に伴って発生すると想定される費用が、各社の「収入の見通し」に織り込まれて事後調整の申請がされた場合には、当該費用について別途の検証が必要ではないか。

発電側課金の導入等を踏まえた今後の託送料金に係る対応について

- 2024年度からの発電側課金の導入に向けて、発電側課金単価や託送料金単価の改定プロセスを円滑に進めていくことが重要。各一般送配電事業者においては、認可申請に向け、各単価の算定等の作業を進めているところ。本年9月を目処に割引額（案）等を示す予定。
- 加えて、発電側課金の導入に伴って発生すると想定される費用や、第1規制期間における収入の見通しの検証時点では、収入の見通しに織り込むことができなかった費用等について、各一般送配電事業者からの申請があった場合には、
 - ・事後調整の実施の必要性及び調整の範囲
 - ・翌期調整ではなく期中調整とすることの妥当性 等が検討事項になりうる。
- 発電側課金の円滑な導入や託送料金の予見可能性を高める観点から、一般送配電事業者に対して必要な検討作業を着実に進めるよう求める必要があるのではないか。
- なお、発電側課金の導入に伴う省令改正のタイミングに合わせて、離島小売収支の不一致については、省令改正作業を進めることとしてはどうか。

(参考) 発電側課金における系統増強費用の負担

- 現行の託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴う系統増強費用は、当該エリア内で負担することになる。一方、発電側課金の導入後は、価格転嫁を通じ、当該エリアの電気を利用する他エリアの需要家も系統増強費用を負担することとなる。



(参考) 発電側課金の課金単価に関する試算

- 一般送配電事業者から受領した諸元に基づく試算によれば、発電側課金の課金単価（試算値）は、以下の表のとおり。
- なお、本試算値に関しては、以下の点に関して留意が必要。
 - 課金単価の算定に必要なデータが現時点ではそろっておらず、現時点での仮定等を踏まえた試算となっていること（詳細論点資料を参照）。
 - 実際に発電事業者に一般送配電事業者が課金する際には、課金単価に加えて、割引相当額が付加されること（制度概要について参考資料を参照）。本年9月を目処に、割引エリア・割引相当額（案）について、公表することを予定。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	全国平均
kW課金単価 (円/kW・月) <small>(割引単価・割引相当額付加単価は別途計算される)</small>	99.66	71.18	70.91	69.83	79.91	81.84	71.31	73.76	72.42	60.47	75.13
kWh課金単価 (円/kWh)	0.30	0.24	0.28	0.22	0.27	0.26	0.29	0.22	0.27	0.23	0.26

※上記は現時点での試算値。発電事業者に一般送配電事業者が課金する際には、課金単価を割引額や割引相当額によって補正することとなる。

(参考) 発電側課金の割引単価等に関する試算

- 一般送配電事業者から受領した諸元に基づく試算によれば、発電側課金の割引単価や割引相当額付加単価（いずれも試算値）は、以下の表のとおり。
- なお、本試算値に関しては、以下の点に関して留意が必要。
 - 算定に必要なデータが現時点ではそろっておらず、現時点での仮定等を踏まえた試算となっていること（本年6月に課金単価の試算値を公表した際の諸元と同一のものを使用しており、期中調整の申請額は反映していない。）。
 - 割引エリア（案）に関しては、一般送配電事業者が各社ホームページにおいて公表済み。

(円/kW・月)

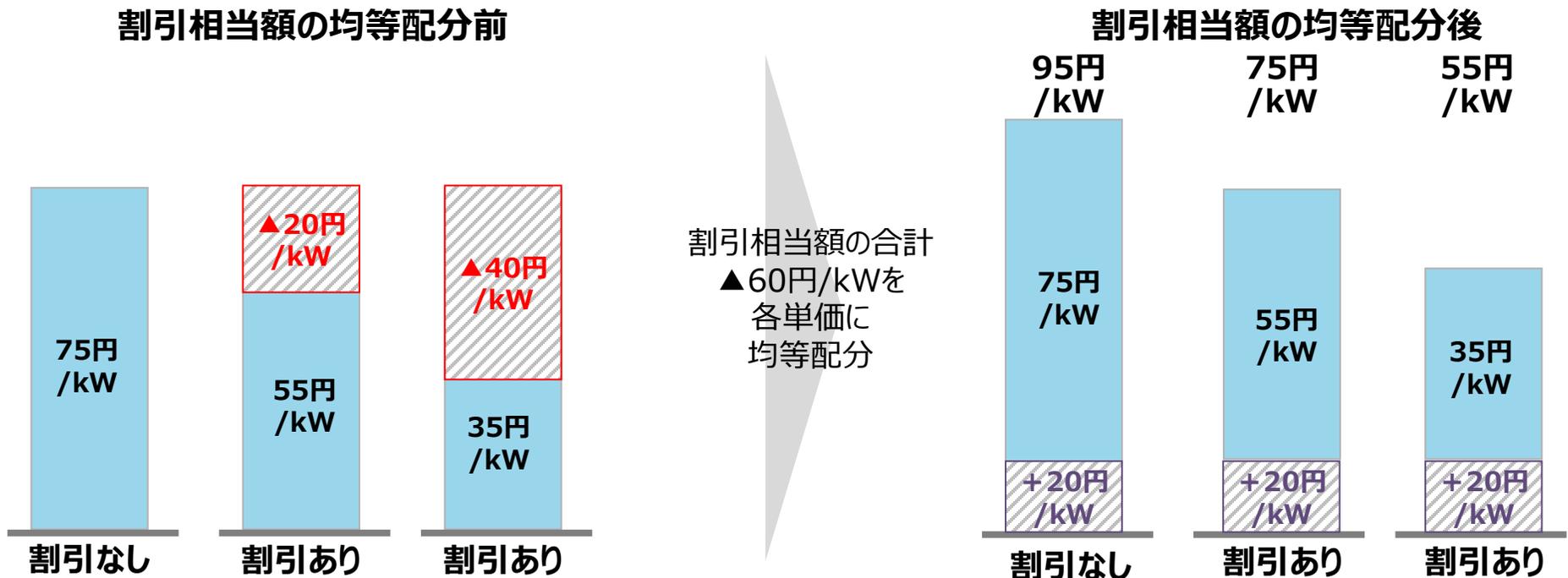
		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
割引単価	割引A-1	57.82	29.98	27.40	39.03	24.99	28.47	34.32	39.82	35.65	14.79
	割引A-2	19.72	12.09	10.16	16.24	8.84	10.21	12.13	12.46	14.66	7.62
	割引A-3	9.86	6.04	5.08	8.12	4.42	5.10	6.07	6.23	7.33	3.81
	割引B-1	41.84	41.20	43.51	30.81	54.92	53.37	36.99	33.94	36.77	45.68
	割引B-2	12.92	16.65	15.80	12.60	19.40	19.36	12.91	8.83	15.13	23.64
割引相当額付加単価		7.69	13.09	6.21	4.48	4.30	5.64	7.40	4.89	5.48	1.95

(参考) 割引制度に関して

- 発電側課金における割引制度は、電源が送配電設備の整備費用に与える影響を課金額に反映させるもの。基幹系統に与える影響に着目した割引A、配電系統に接続する電源を対象とし、特別高圧系統に与える影響に着目した割引Bを設定する。
- 発電側課金のkW課金は、以下の図のとおり、エリア全体での割引相当額を合算した上で、各kW課金に均等配分することでkW課金単価を算定する。したがって、エリア全体で見た割引相当額の総額が大きくなれば、各単価に均等配分される金額も大きくなる。

<イメージ>

「発電側課金の導入について 中間とりまとめ概要」
(2023年4月)



※ 算定イメージであり、実際の負担水準は異なる可能性がある点に留意する必要がある。